

JCB EIT会員特約

第1条（定義）

1. 本カードは、本特約に基づきカード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「両社」という。）が会員に対し発行するもので、「JCB EIT」（以下「本カード」という。）と称します。なお、カード発行会社がJCBの場合、本特約条文中的「当社」、「両社」を「JCB」と読み替えるものとします。
2. 両社の定めるJCB会員規約およびMyJ関連規定類（第3項に定めるものをいう。）を承認のうえ入会を申し込み、両社が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、本カードを貸与します。
3. 本特約において用いられる用語は、本特約において別段の定めがない限り、JCB会員規約、両社が別途定めるMyJCB利用者規定、J/Secure(TM)利用者規定またはMyJチェック利用者規定における意味を有するものとします。なお、本特約において、MyJCB利用者規定、J/Secure(TM)利用者規定およびMyJチェック利用者規定を総称して、「MyJ関連規定類」といいます。

第2条（明細の確認方法）

本カードの入会をもって、会員は、MyJチェック利用者規定所定のMyJチェックサービスの利用を両社に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。MyJチェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則として明細は送付されないものとします。本会員は、MyJCBによって明細を確認することができます。

第3条（特約の優越）

1. JCB会員規約、MyJ関連規定類およびQUICPay一体型会員特約（ただし、QUICPay一体型会員特約はQUICPay一体型カードが発行された場合に限ります。以下本条において同じ。）の定めにかかわらず、本特約とJCB会員規約、MyJ関連規定類およびQUICPay一体型会員特約に定めのある事項の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。
2. 本特約に定めのない事項については、JCB会員規約、MyJ関連規定類およびQUICPay一体型会員特約に定めのある事項が適用されるものとします。

第4条（ショッピング利用の支払区分）

1. 会員が本カードでショッピング利用をした場合、支払区分はすべてショッピングリボ払いとなります。ただし、一部の加盟店の利用、本カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものは「ショッピング1回払い」となります。なお、「ショッピング2回払い」「ボーナス1回払い」「支払回数が3回以上でかつ当社所定の支払回数のショッピング分割払い」「ショッピングスキップ払い」は利用できません。
2. ショッピングリボ払いの支払方法は、別途当社が通知する金額の定額コースとします。ただし、当社が認めた場合、支払いコースの変更、ボーナス増額払いの追加指定・加算額の変更をすることができます。
3. ショッピングリボ払い手数料率は、別途「ショッピングリボ払いのご案内」にて定める手数料率となります。
4. ショッピングリボ払い手数料は、JCB会員規約（ショッピングリボ払い）に基づき支払うものとします。ただし、標準期間（前月16日から当月15日まで）におけるショッピング利用に対する、当月16日から翌月の約定支払日までの手数料（初回約定支払時に加算される手数料）は免除するものとします。

第5条（利用可能枠）

当社は、会員に対して商品ごとの利用可能枠（機能別利用可能枠）として、ショッピングリボ払い利用可能枠およびキャッシングリボ払い利用可能枠を審査のうえ決定します。なお、JCB会員規約に定めるショッピング1回払い利用可能枠、ショッピング分割払い/ショッピングスキップ払い利用可能枠、ショッピング2回払い利用可能枠、ボーナス1回払い利用可能枠、キャッシング1回払い利用可能枠および海外キャッシング1回払い利用可能枠は付与されません。

第6条（年会費）

本カードの年会費は、免除するものとします。

第7条（本特約の改定）

本特約の改定は、JCB会員規約（会員規約およびその改定）が適用されます。

(TK433000 · 20250228)

ショッピングリボ払いのご案内

20260331 [18]'

1.毎月のお支払い元金

- 定額コース…ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*
- 全額コース…締切日(毎月15日)のご利用残高全額
- * 2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。
- *お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」と言います。)に記載されます。

2.手数料率

2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率15.00%(※2)

(※1)利率改定は2026年10月1日を日途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html)で公表します。

(※2)上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。

[初回のご請求]

新規ご利用分については、初回手数料(締切日の翌日より翌月の約定支払日までの手数料)は無料

[2回目以降のご請求]

実質年率×日数(約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで)
÷365日

3.お支払い例

- 定額コース1万円の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1)8月10日のお支払い

①お支払い元金	10,000円
②手数料	0円
③8月10日の弁済金	10,000円(①+②)

(2)9月10日のお支払い

①お支払い元金	10,000円
②手数料	917円(60,000円×18.00%×31日 ÷365日)
③9月10日の弁済金	10,917円(①+②)